

## 軽自動車税 (種別割) の減免申請

問 税務課管理係 ☎95-9876

身体障害者手帳や療育手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などが軽自動車を所有している場合、障害の程度や使用目的などが一定の条件にあてはまれば、軽自動車税の減免が受けられます。また、公益のため直接専用するものと認められる車両も、減免を受けられる場合があるので、問い合わせてください。減免を受けるためには申請が必要です。

**受付期間** 4月1日(金)～5月31日(火)

**申請の条件と必要書類**



ホームページID

5346



対象車両	障害者減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体などに障害のある人が所有する車両</li> <li>※所有権留保付自動車など、障害のある人が使用者（＝納税義務者）でも減免の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。</li> <li>18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両</li> <li>知的障害者又は精神障害者と生計を一にする人が所有する車両</li> </ul>
	構造減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両</li> <li>※8ナンバーの車両で、車検証に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの</li> </ul>
台数	障害者1人につき1台	
持ち物	車検証、車両所有者のマイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳（構造減免を除く）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる障害の区分などはホームページで確認又は問い合わせてください。</li> <li>普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。</li> <li>車検証に「事業用」と記載されている車両は対象外です。</li> <li>世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や、常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。</li> </ul>	

## 碧南の歴史へのいざない

問 文化財課 ☎48-6602

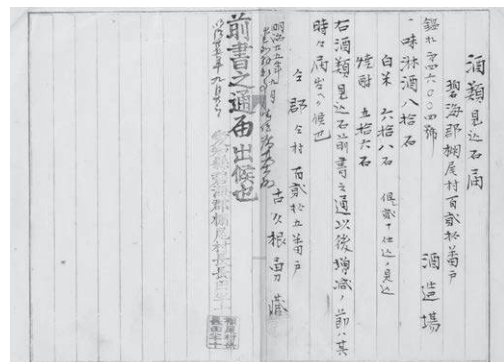
### No.95 おいしいものづくり(1) ～みりん～

みりんは、蒸した糯米に米麴と焼酎を加え、熟成させて造られます。三河地方は温暖な気候と良質な水、原料となる米に恵まれ、酒造やみりん醸造に適した地でした。

碧南では、安永元年(1772)に大浜の廻船問屋の石川八郎右衛門信敦がみりん醸造を始めたと伝わっています。石川家は海運を活用し、鰻や蕎麦の食文化が花開く江戸へ多くのみりんを販売しました。

近代になると、大浜と棚尾を中心に多数のみりん醸造元が誕生しました。みりんには酒税が課せられ、明治時代に製造者が醸造するみりんの量を届け出た書類が残されています(右写真)。明治時代後期には、三河のみりんは国内各地で販売され、さらにはアジアやアメリカ、ヨーロッパなど海外へ輸出されました。

米を原料とするみりんは、戦中・戦後には生産統制を受け、その後も高い酒税をかけられました。しかし、昭和30年代より税率が下がり、また国民の経済水準も上がったことから、みりんは家庭の調味料として普及していきました。現在、伝統的な製法を守り続けている三河のみりんは、碧南市の名産品となっています。



△「酒類見込石届」明治25年(碧南市蔵)